

法律事務所に対する申入れ事例と インターナショナルスクールに対する申入れ事例

Cネット東海 理事・検討委員 弁護士岩城善之

2022/10/31

法律事務所に対する申入れ事例

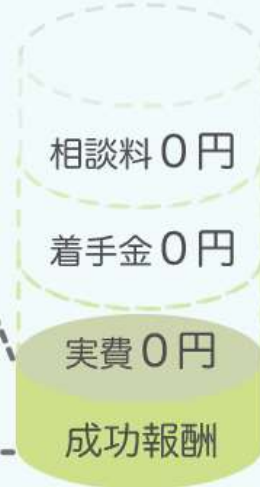
- ▶ 同事務所のHPの記載に誤認させうる表示があるとの情報提供があった。

Price

安心の成功報酬制度！

一般的な
法律事務所

ひとり親支援
法律事務所



養育費が振り込まれ
なくても報酬発生

養育費が振り込まれ
た限度で、養育費
4ヶ月分の報酬発生
(8ヶ月で分割)

表示の問題点

- ▶ ①一般に、着手金・成功報酬方式を採用する法律事務所が請求相手から実際にお金が回収できなくても成功報酬を請求しているかのように表示している点
- ▶ ②着手金・成功報酬方式を採る法律事務所に比べ、その法律事務所の弁護士費用が著しく低額であるかのように表記している点

インターナショナルスクールに対する申入れ事例

- ▶ 同スクールは、インターナショナルスクール及び塾事業を展開していました。
- ▶ サタデースクール（塾）の規約において、自然災害などでレッスンを中止になったとしても、振替レッスンや返金を行わないなどの条項が使われていました。

規約の問題点 1

- ▶ 「自然災害（地震、洪水、台風、大雨、大雪など）の警報・注意報発令時や悪天候時など、臨時休校となる場合、朝8時までメールにてご連絡いたします。振替レッスンや返金は致しかねますのでご了承ください。」
- ▶ 自然災害など会社及び会員の双方に責めに帰ることができない事由により臨時休校となった場合には、会員は反対給付であるレッスン費用等の支払を拒むことができるにもかかわらず（民法536条1項）、上記規約は、会員への返金をしない旨定めているので、消費者の権利が一方的に制限されている。

規約の問題点 2

- ▶ 「コース変更および休学・退学は、希望月の前月 5 日までにメールにて学校へご連絡ください。退学届は書面にてご記入いただきます。期日を過ぎてからのご連絡は、翌々月での退学・休学となります。」、「月途中（スクールカレンダーをご覧ください）での退学、休学、コース変更はできません。」
- ▶ 英会話の指導を行う会社と会員の関係は準委任契約類似であるところ、月途中での退学、休学などができないとされていることから、会員の退学、休学申出の効力発生時期は、希望月の末日（申出が希望月の前月 5 日を超えている場合は、翌々月末日）と考えられるところ、月途中での退学申出により損害の発生は観念できず、退学、休学の希望月の前月 5 日を超えた場合に、退学、休学の効力発生時期を翌々月末日とする合理的な理由もないため、上記規約は、民法と比して消費者の権利を制限している。

規約の問題点 3

- ▶ 「お支払いいただいた料金（入学金、年間維持費・サポート費、レッスン料、教材費等）は、いかなる場合でも返金致しかねますのでご了承ください。」
- ▶ 解除や退学申出が、入学後まもない時期になされた場合は、会社に発生する損害は想定できないにもかかわらず、上記規約は、解除の事由や時期等を限定する文言が定められておらず、解除事由や時期等にかかわらず一律に返金しない扱いと考えられるので、会社に生ずる平均的損害を超える違約金等を定めるものである。